

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成26年9月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン湖南 湖南市岩根字徳行 4509 番 1 外 67 筆
- 2 意見の概要 湖南市からの意見
 - (1) 地震等の災害時には、避難場所、物流拠点および物品の提供等、地域貢献に努めること。また、出店前には「災害時の生活物資の調達等に関する協定書」の締結について、市と事前に協議すること。
 - (2) 周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について本市および地域住民等と誠意をもって協議・対応すること。
 - (3) 開店後は、混雑が予想されるため、交通安全には十分留意し交通整理員を配置するなど、スムーズな車の流れが保たれるよう努めること。
 - (4) 不特定多数の人々の出入りが予想され、事故、犯罪等が発生する可能性があるため、警備員による警備や見回り等を実施し、閉店時の施錠や警備設備等の設置など、犯罪を未然に防ぐ対応をすること。
 - (5) 当計画地には、周辺環境と調和した拠点市街地の実現を図るための地区計画が定められているため、都市政策課と十分協議の上、事業計画を進めること。また、整備に当たっては、周辺の景観特性を十分把握するとともに、当該施設が景観の構成要素の一つであることを認識し、周囲の景観を阻害することのないよう、良質な空間デザインを工夫すること。
なお、高さ13m以上の建築物については、滋賀県景観計画に基づく景観形成基準に適合する必要があるため都市政策課と協議すること。
 - (6) 市道宮の裏線および市道認定予定道路については、誘導員や誘導看板を適切に配備するなど交通対策を十分に講じること。
 - (7) 地域住民、地域経済団体、ボランティア・NPO団体等と相互に連携し、地域づくりやまちづくりに積極的に参画すること。
 - (8) 地元雇用の促進、安定的雇用の確保、障がい者や高齢者の雇用の促進、女性雇用の促進、仕事と生活を両立できる環境づくりの推進に取り組んでいただきたい。
 - (9) 地元産品の積極的なPRと販売、周辺観光施設のPR等に協力していただきたい。
 - (10) 店舗開店の時期や内容等を地域住民に十分周知し、地域住民や本市から出された意見等について、誠意をもって対応すること。また、当該事業が周辺地域の生活環境に与える影響を開店後も継続して調査するとともに、影響を及ぼす状況となった場合には、その対策について、誠意をもって地域住民等と協議し、適切に対応すること。
 - (11) 大規模集客施設には、不特定多数の人々が集うことから、様々な事故や犯罪が発生する可能性がある。駐車場や駐輪場等も含め店内および敷地内の死角等に多数の防犯カメラを設置すること。また、有害図書の販売自粛、危険遊具の販売自粛、営業時間中の警備員の常駐警備・巡回、見通しや明るさの確保、夜間の施錠等を確実に実施すること。

- (12) 青少年の健全育成の視点から、可能な限り深夜営業を自粛すること。
- (13) 開店後、予想を上回る著しい交通渋滞の発生が認められる場合は、改めてその対策について、本市および関係機関と協議する必要がある。(一般論)
- (14) 当該計画地の周辺道路は、児童生徒の通学路および周辺地域住民の生活道路として利用されており、入退店車両の増加により歩行者の安全が確保されないことが懸念される。また、周辺道路の交通渋滞により、車両が通学路・生活道路へ進入し住宅地内の安全が脅かされることも懸念される。これらのことから事業者が通学路・生活道路と位置づけている道路以外の周辺道路についても交通整理員等を配置するなど、十分な交通安全対策を講じること。
- (15) 青少年の健全育成の見地から、滋賀県青少年の健全育成に関する条例等の趣旨および内容を十分考慮した上で、本市域の地域住民や関係団体との連携を密にし、青少年の健全育成や防犯対策の取組を実践していただきたい。また、地域住民や関係団体が行う安全・安心に関する諸活動に積極的に協力すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1-1

湖南省建設経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目1番地

(2) 縦覧期間 平成26年9月17日から平成26年10月17日まで